

## 【6用語】

【達書…たつしがき】役所から人民などへの知らせ・通知・通達等を書いた文書、達状（たつしじょう）

【休役…きゆうやく】職務や役目などを辞すこと、課役の賦課を停止してもらうこと

【跡役…あとやく】幕府・諸藩及び町方・村方などの諸役職の後任者

【尤…もつとも】なおまた、そうは言うものの、ただし、当然、当たり前

【勝手次第…かつてしだい】自由に、思うがままに、気の向くときに

【退役…たいやく】役職を退くこと

【下知…げち】身分の上の者が下の者に指図・命令すること

## 【6解説】

本文書の差出人「恒勘」とは、旗本の恒岡勘蔵の略称（片苗字）である。『寛政重修諸家譜』（第四）によれば、恒岡氏は太田氏の庶流で資重を初代とし、三代資正の時に徳川家康に仕え、四代資久の寛永十年（一六三三）二月に新恩二百石を加えられ、武蔵国児玉郡と上野国甘楽郡の内に采地（領地）五百五十石を賜ったとある。一方、宛名の松浦三左衛門は、明和年間頃までと寛政年間に富岡上町の名主を務めたことが知られている。

富岡町は慶長十七年（一六一二）二月、代官中野七蔵によって町立てが行われた新田である。屋敷は上町・中町・下町・横町に区分され、このうち上・中両町の三百一石余を旗本恒岡氏が知行し、その名主を松浦家や阪本家らが務めたようである。

本文書は、富岡上町松浦三左衛門からの名主退役願いに対し、支配領主の旗本恒岡勘蔵がそれを了承した通達である。ただ、この申年（天保七年カ）だけは引き続き名主役を務め、後は勝手にしてよいとしている。なお、片苗字は一般に身分格式の高い者が低い者へ出す文書に用いられることが多い。